

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人さざなみ福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(2) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 全役員に対して、各年度の総額が理事200,000円、監事200,000円を超えない範囲で報酬を支給し、評議員については、定款第八条に定める総額の範囲で報酬を支給する。また、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

役員等報酬

理事が招集に応じ理事会及び評議員会に出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。

2 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合、または招集に応じ理事会及び評議員会に出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。

3 評議員報酬は、招集に応じ評議員会に出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第4条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬については会議の終了後に本人へ現金で支給する。

附則この規程は、平成 28 年 4 月 28 日より施行する。

附則この規程の改正は、平成 29 年 6 月 27 日評議員会の議決日から施行し、
平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

附則この規程は、平成 30 年 6 月 20 日より施行する。

附則この規程は、令和 5 年 10 月 12 日より施行する。